



訪問販売・サイドビジネス商法等の契約解除には、 「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メールや事業者のウェブサイトの専用フォームなどの電子媒体に加え、ハガキで通知することもできます。

■クーリング・オフについて(メール等の場合)

契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に通知します。

送信したメールは大切に保存してください。ウェブサイトの専用フォーム等は、画面のスクリーンショットを大切に保存してください。

支払った代金は、全額返金を請求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。

※ハガキなど文書で通知する場合も、メールの記載例と同内容を記載し、「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。ハガキの両面をコピーし、大切に保管してください。

■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- 訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等)
- 特定継続的役務提供(エステティックサロン・語学教室等)
- 電話勧誘販売
- 訪問購入(いわゆる訪問買取)

8日間

- 業務提供誘引販売取引(サイドビジネス商法等)
- 連鎖販売取引(マルチ商法)

20日間

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品(化粧品・健康食品)で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフについて分からないときは、悩まず、消費生活センターに相談してください。

困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

千葉市消費生活センター 相談専用電話



043-207-3000

【電話相談】月～土9:00～16:30 ※祝日・年末年始を除く

千葉市消費生活センター

検索



消費生活センターってどんなところ?

消費生活センターでは、商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関し、専門の消費生活相談員が、解決のための助言、あっせん(消費者が当事者として事業者と交渉する際の手助け)、情報提供などを行っています。これまで、仕方がないと思われていたトラブルはありませんか? 困ったときはひとりで悩まず、すぐに相談してください。

このリーフレットについてのお問い合わせ ●千葉市消費生活センター消費者教育班 ☎043-207-3602 令和7年12月作成

「怪しい」と

気づかなければ 悪質商法の思うツボ。



いいかも
みつけたぜ!



悪質商法
だったなんて...



ROKU KAMOKAMO
©YUKI ISHI

関東甲信越ブロック 若者向け悪質商法被害防止キャンペーン

土曜日も相談できます 商品・サービスの契約トラブルは



千葉市消費生活センター 相談専用電話

043-207-3000

【電話相談】月～土9:00～16:30

※祝日・年末年始を除く

千葉市消費生活センター

検索

